

★ 優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（都市環境整備課）

一 改正の理由

租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 引用条項の整理を行った。

2 長期譲渡所得の課税特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外認定について、一定の土地等の譲渡において、譲渡した土地等がその譲渡の時に地すべり防止区域等内に存する場合は、当該特例等が適用されないこととなったため、課税特例等の適用を受けるための申請における必要な図書の整理を行った。

三 施行期日

1 二1の改正 令和八年九月十四日

2 二2の改正 令和十年一月一日